

【経営事項審査の業種間積み上げ導入における入札参加資格要件の基準について】

桑名市では、業種間積み上げの導入以後の経営事項審査について、下記のとおり取扱います。

経営事項審査の再審査を受けた場合、発注公告の入札参加資格要件における経審点数および完成工事高について、基準とする経営事項審査は以下のものとします。

- ①公告日が再審査の結果通知日より前の場合、再審査前の経営事項審査
- ②公告日が再審査の結果通知日以後の場合、再審査後の経営事項審査

ただし、業種間積み上げを行うと、「積み上げ元」の業種は経営事項審査を受審することができなくなりますので、入札参加資格要件で求める建設業許可業種を有効な審査基準日の経営事項審査で受審していない者は、契約を締結することができません。

<平成 29 年 9 月 30 日審査基準日の経営事項審査の再審査を受審し、舗装を土木一式工事へ積み上げを行い、再審査の通知日が平成 30 年 6 月 29 日の場合>

【再審査前の経営事項審査】

【再審査後の経営事項審査】

※舗装を土木一式へ積上げた場合

平成 29 年 9 月 30 日審査基準日

平成 29 年 9 月 30 日審査基準日

平成 30 年 3 月 20 日通知日

平成 30 年 6 月 29 日再審査通知日

建設工事の種類	経審点数	完成工事高
土木一式	700	1000 万
舗装	600	500 万

建設工事の種類	経審点数	完成工事高
土木一式	720	1500 万
舗装	—	—

(案件 A) 公告日平成 30 年 6 月 28 日 契約日平成 30 年 7 月 24 日

発注業種	参加資格	入札参加資格要件に定める経審点数	入札参加資格要件に定める完成工事高
土木一式工事	○	700	1000 万
舗装工事	×	600	500 万

※土木一式工事は公告日が再審査結果通知日より前なので、公告の入札参加資格要件に定める「経審点数」及び「完成工事高」は再審査前の経営事項審査を基準とする。

舗装工事の事後審査は再審査前の経営事項審査を基準とするが、契約締結時に有効な経営事項審査を受審していないため本案件には参加不可。

(案件 B) 公告日平成 30 年 6 月 29 日 契約日平成 30 年 7 月 25 日

発注業種	参加資格	事後審査の基準となる経審点数	事後審査の基準となる完成工事高
土木一式工事	○	720	1500 万
舗装工事	×	—	—

※土木一式工事は公告日が再審査の結果通知日以後なので、公告の入札参加資格要件の経審点数及び完成工事高は再審査後の経営事項審査を基準とする。

舗装工事は契約締結時に有効な経営事項審査を受審していないため本案件には参加不可。